

【総論②】

労働安全衛生法で「個人事業者等」を保護し、又は規制するに当たっての考え方

第162回安全衛生分科会資料

今後の検討の進め方

論点1 危険有害作業に係る個人事業者等の災害を防止するための対策①（個人事業者自身、注文者等による対策）

- 個人事業者等の業務上の災害の把握方法等
- 個人事業者自身による措置のあり方
- 注文者（発注者）による措置のあり方
- 発注者以外の災害リスクを生み出す者等による措置のあり方

安衛法上どのように「個人事業者等」
を位置付けるのか

【総論①】

労働安全衛生法上の「個人事業者等」
の範囲

【総論②】

労働安全衛生法で「個人事業者等」を
保護し、又は規制するに当たっての考え方

措置主体に応じて具体的内容
を検討してはどうか

【各論①】

個人事業者等自身でコ
ントロール可能な災害リ
スクへの対策

【各論②】

個人事業者等自身でコ
ントロール不可能な災害
リスクへの対策

【各論③】

その他（【各論①】、
【各論②】の実行性を高
めるための取組等）

安衛法の規制体系と最高裁の判断

- 労働安全衛生法は、労働災害を防止するため、直接の雇用関係のみを前提とする規制以外にも幾つかの規制（統括管理、流通規制、機械等貸与者に対する規制等）を設けている。
※ 労働安全衛生法は労働者以外の者（個人事業者等）を普遍的に保護対象としているものではない。
- 建設アスベスト訴訟最高裁判決では、石綿の規制根拠である安衛法第22条は、労働者だけでなく、同じ場所で働く労働者でない者も保護する趣旨との判断がなされている。

上記を踏まえた対策の方向性

- 労働者と同じ場所で就労する者は、労働者以外の者であっても同じ安全衛生水準を享受すべきであり、その実現のため以下の対策を講じる。

- ① 作業場所を管理する者（事業者）が当該場所で就労する者を保護する
- ② 労働者と同じ場所で就労する者（個人事業者、その他の作業者）は、自身の安全衛生確保に加え、同じ場所で就労する者に危害が生じないよう、必要な事項を実施する（上記①に対応した措置等）

➡ 最高裁判決で示された判断に整合した内容

- 個人事業者が労働者とは異なる場所で就労する場合であっても、労働者と同じ安全衛生水準を享受すべきであり、その実現のため以下の対策を講じる。

- ① 個人事業者自ら、作業に伴う安全衛生や自身の心身の健康を確保する

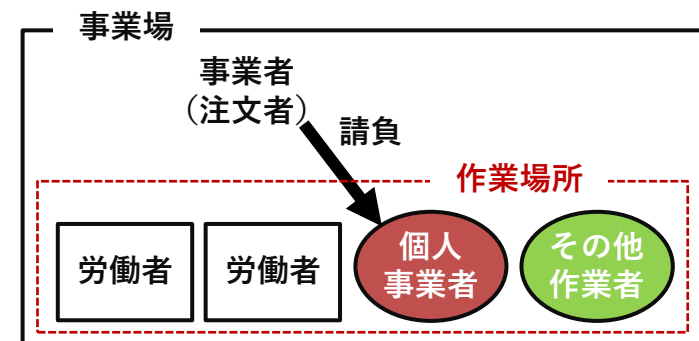
➡ 新たな観点（安衛法の枠組みを超えるため、ガイドライン等で推奨）

- ② 注文した仕事に係る作業場所や作業方法から生ずる災害リスクを管理することが可能である注文者が災害リスクに応じた措置を講ずる

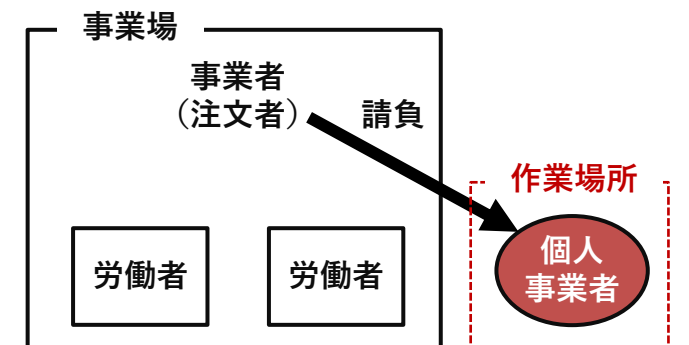
➡ 安衛法の既存の枠組み（発注者、注文者対策）で対応

※ 上記以外にも、安衛法の既存の枠組みの拡充（統括管理の対象拡大、機械等貸与者による措置の対象機械拡大等）やガイドラインの策定も検討

個人事業者や出入業者（その他の作業者）等が
事業者（注文者）の事業場内で作業する場合



個人事業者に請負させた仕事が、
事業者（注文者）の事業場外で行われる場合



【総論②】 労働安全衛生法で「個人事業者等」を保護し、又は規制するに当たっての考え方

《検討会における議論の前提》

- 労働安全衛生法は、労働災害を防止するため、直接の雇用関係のみを前提とする規制以外にも幾つかの規制（統括管理、流通規制、機械等貸与者に対する規制等）を設けているが、労働者以外の者（個人事業者等）を普遍的に保護対象としているものではない。
- 建設アスベスト訴訟最高裁判決では、石綿の規制根拠である安衛法第22条は、労働者だけでなく同じ場所で働く労働者でない者も保護する趣旨との判断がなされている。
- 労働者と同じ場所で就業する者や、労働者とは異なる所で就業する場合であっても、労働者が行うのと類似の作業を行う者については、労働者であるか否かにかかわらず、労働者と同じ安全衛生水準を享受すべきという基本的な考え方のもと、安衛法の既存の枠組みを活用し、その保護を図るべく関係者の役割を整理（安衛法の既存の枠組みで捉えきれない問題はガイドラインで対応）。

《論点》

- 労働安全衛生法の枠組み上、個人事業者等自身に措置を求めることができるのは、どのような場合が考えられるか。
- 労働安全衛生法の枠組み上、事業者や注文者、建築物や機械等の貸与者に個人事業者等の保護の観点から措置を求めることができるのは、どのような場合が考えられるか。
- 労働安全衛生法の枠組み上、個人事業者等自身や事業者、注文者、建築物や機械等の貸与者に措置を求めることが困難な場合にどのような方策が考えられるか。

【総論②】 労働安全衛生法で「個人事業者等」を保護し、又は規制するに当たっての考え方

論点

労働安全衛生法の枠組み上、個人事業者等自身に措置を求めることができるのは、どのような場合が考えられるか。

対応案

労働安全衛生法が労働者の安全や健康の確保を通じた労働者保護を主目的としていることを踏まえれば、個人事業者等自身に措置を求めるのは労働者と同じ場所で就業する場合とすることが適当ではないか。

最高裁判決（令和3年5月）の考え方

石綿の規制根拠である安衛法第22条は、労働者だけでなく、同じ場所で働く労働者でない者も保護する趣旨

＜最高裁判決の論拠＞

- ・ 第1条の目的規定には、「快適な職場環境の形成を促進」とされており、その対象は労働者に限定していないこと。
- ・ 石綿等の有害物に対する措置を事業者に義務付けている第22条では、その保護対象を労働者に限定していないこと。

労働安全衛生法上、事業者以外の者に義務を課している規定の例

（違法な指示の禁止）

第31条の4 注文者は、その請負人に対し、当該仕事に関し、その指示に従つて当該請負人の労働者を労働させたならば、この法律又はこれに基づく命令の規定に違反することとなる指示をしてはならない。

（製造の許可）

第37条 特に危険な作業を必要とする機械等として別表第一に掲げるもので、政令で定めるもの（以下「特定機械等」という。）を製造しようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、都道府県労働局長の許可を受けなければならない。

【総論②】 労働安全衛生法で「個人事業者等」を保護し、又は規制するに当たっての考え方

労働安全衛生法上、労働者以外の者にも義務を課している規定の例

(就業制限)

第61条 事業者は、クレーンの運転その他の業務で、政令で定めるものについては、都道府県労働局長の当該業務に係る免許を受けた者又は都道府県労働局長の登録を受けた者が行う当該業務に係る技能講習を修了した者その他厚生労働省令で定める資格を有する者でなければ、当該業務に就かせてはならない。

2 前項の規定により当該業務につくことができる者以外の者は、当該業務を行なつてはならない。

3、4 (略)

【解釈例規】

○ 労働安全衛生法第61条第2項に規定する「前項の規定により当該業務につくことができる者以外の者」には、労働者のみではなく、個人事業主や一人親方等も含まれると解されるが如何。

(答) 貴見のとおり。

なお、労働安全衛生法第61条第2項の規定が、産業労働の場以外の場における同条第1項の業務についても適用されるものでないことはもち論であるので、念のため申し添える。(昭和49年6月25日付基収第1367号)

【総論②】 労働安全衛生法で「個人事業者等」を保護し、又は規制するに当たっての考え方

論点

労働安全衛生法の枠組み上、事業者や注文者、建築物や機械等の貸与者に個人事業者等の保護の観点から措置を求めることができるのは、どのような場合が考えられるか。

対応案

労働安全衛生法が労働者保護を主目的としていることを踏まえれば、個人事業者等が労働者と同じ場所で就業する場合には、事業者や注文者、建築物や機械等の貸与者に個人事業者等の保護の観点から措置を求めることが適当ではないか。

個人事業者等が労働者とは異なる場所で就業する場合であっても、注文した仕事に係る作業場所や作業方法から生ずる災害リスクへの対応については、安衛法の既存の枠組み（発注者、注文者対策）の活用が可能なものもあるため、これを活用することとしてはどうか。

最高裁判決を踏まえた改正省令（令和5年4月施行）の考え方

安衛法第22条に基づく健康障害を防止するため、以下の措置を新たに事業者に義務化

- ① 労働者以外の者にも危険有害な作業を請け負わせる場合は、請負人（一人親方、下請業者）に対しても、労働者と同等（※）の保護措置を実施すること。
- ② 同じ作業場所にいる労働者以外の者（他の作業を行っている一人親方や他社の労働者、資材搬入業者、警備員など、契約関係は問わない）に対しても、労働者と同等（※）の保護措置を実施すること。
（※）事業者は、一人親方等に対して指揮命令関係にないことなどから、同一の措置は困難な場合、それに代わる措置を求めることとする。

【総論②】 労働安全衛生法で「個人事業者等」を保護し、又は規制するに当たっての考え方

労働者保護の観点から注文者に義務を課している規定の例

第31条 特定事業の仕事を行なう注文者は、建設物、設備又は原材料（以下「建設物等」という。）を、当該仕事を行う場所においてその請負人（当該仕事为数次の請負契約によって行われるときは、当該請負人の請負契約の後次のすべての請負契約の当事者である請負人を含む。第31条の4において同じ。）の労働者に使用させるときは、当該建設物等について、当該労働者の労働災害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

2 前項の規定は、当該事業の仕事が数次の請負契約によって行なわれることにより同一の建設物等について同項の措置を講ずべき注文者が二以上あることとなるときは、後次の請負契約の当事者である注文者については、適用しない。

第31条の2 化学物質、化学物質を含有する製剤その他の物を製造し、又は取り扱う設備で政令で定めるものの改造その他の厚生労働省令で定める作業に係る仕事の注文者は、当該物について、当該仕事に係る請負人の労働者の労働災害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

労働者保護の観点から建築物や機械等の貸与者に義務を課している規定の例

第33条 機械等で、政令で定めるものを他の事業者へ貸与する者で、厚生労働省令で定めるもの（以下「機械等貸与者」という。）は、当該機械等の貸与を受けた事業者の事業場における当該機械等による労働災害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

2・3 （略）

第34条 建築物で、政令で定めるものを他の事業者へ貸与する者（以下「建築物貸与者」という。）は、当該建築物の貸与を受けた事業者の事業に係る当該建築物による労働災害を防止するため必要な措置を講じなければならない。ただし、当該建築物の全部を一の事業者へ貸与するときは、この限りでない。

【総論②】 労働安全衛生法で「個人事業者等」を保護し、又は規制するに当たっての考え方

論点

労働安全衛生法の既存の枠組み上、個人事業者等自身や事業者、注文者、建築物や機械等の貸与者に措置を求めることが困難な場合にどのような方策が考えられるか。

対応案

法令に基づく措置が困難な場合であっても、個人事業者等の危険や健康障害を防止する観点から、ガイドライン等により関係者に措置を求めることとしてはどうか。

個人事業者等の健康管理ガイドライン【案】

1 趣旨・適用

本ガイドラインは、事業を行う者のうち労働者を使用しないもの及び中小企業の事業主若しくは役員（以下「個人事業者等」という。）が健康に就業するために、個人事業者等が自身で行うべき事項、個人事業者等に仕事を注文する注文者又は注文者ではないものの、個人事業者等が受注した仕事に関し、個人事業者等が契約内容を履行する上で指示、調整等を要するものについて必要な干渉を行う者（以下「注文者等」という。）が行うべき事項や配慮すべき事項等を周知し、それぞれの立場での自主的な取組の実施を促すものである。（略）

2 個人事業者等の健康管理の基本的な考え方と各主体の取組

3 個人事業者等が自身で実施する事項

- (1) 健康管理に関する意識の向上
- (2) 危険有害業務による健康障害リスクの理解
- (3) 定期的な健康診断の受診による健康管理

- (4) 長時間の就業による健康障害の防止
- (5) メンタルヘルス不調の予防
- (6) 腰痛の防止
- (7) 情報機器作業における労働衛生管理
- (8) 適切な作業環境の確保
- (9) 注文者等が実施する健康障害防止措置への協力

4 注文者等が実施する事項

- (1) 長時間の就業による健康障害の防止
- (2) メンタルヘルス不調の予防
- (3) 安全衛生教育や健康診断に関する情報の提供、受講・受診機会の提供等
- (4) 健康診断の受診に要する費用の配慮
- (5) 作業場所を特定する場合における適切な作業環境の確保

5 個人事業者等や注文者等の団体等に期待される取組